

会議名 決算特別委員会（第3日）

開催日時 平成21年10月7日 午前10時00分～午後0時54分

会場 第5会議室

1. 出席者

1番 幸前信雄、 3番 杉浦敏和、 5番 鈴木勝彦、  
8番 内藤皓嗣、 9番 神谷ルミ、 10番 寺田正人、  
13番 内藤とし子、 14番 井端清則、 17番 小嶋克文

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

杉浦辰夫、磯貝正隆、水野金光、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、副市長、教育長

地域協働部長、生活安全 GL、地域政策 GL、文化スポーツ GL

定額給付金 GL

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL、市民生活 G 主幹  
収納 GL

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険 GL、保健福祉 GL、保健福祉 G 主幹

こども未来部長、子育て施設 GL、こども育成 GL

都市政策部長、計画管理 GL、都市整備 GL、上下水道 GL、地域産業 GL  
政策推進 GL

行政管理部長、人事 GL、文書管理 GL、契約検査 GL、情報管理 GL

学校経営 GL、学校経営 G 主幹

会計管理者

代表監査委員

議選監査委員

監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

事務局長、書記1名

6. 付託案件

認定第1号 平成20年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成20年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成20年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成20年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成20年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成20年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成20年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成20年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成20年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第10号 平成20年度高浜市病院事業会計決算認定について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまより審査に入りますが、質疑に当たっては、ページ数をお示

めしいただくとともに、マイクを使っていただきますようお願いいたします。  
また、当局におかれましても、質疑に対して、適切なる御答弁をいただきます  
ようお願いいたします。本日は、認定第1号、一般会計の10款より、逐次  
審査をいたします。それでは、10款、教育費について質疑を許します。

問（5） 231ページのですね、確かな授業づくり事業委託というところで  
ですね、20年度具体的な取り組みとですね、その成果、その後のですね、授  
業の展開によつての説明をお願いしたいと思います。

答（学校経営主幹） 本事業につきましては、教員の指導力向上、特に授業力  
向上を目指した事業であります。この事業にあたりましては、大学の教授や指  
導的立場にある教員を招聘いたしまして、校内研修、授業研究の指導、助言を  
受けたり、実践的な授業の技量を高めておるといふところであります。また講  
師の講話、そして授業づくりの指導、教材研究の方法、実践的な教材づくり、  
授業分析の方法、子どもとの関わり方等、研修会や講話などをいただいて、御  
指導、御助言をいただいております。またこのことから、この事業を進めてい  
る中で近年、特に教職員の中で、積極的に自主的な研修会や勉強会を実施する  
ようなことが見られるようになりました。自ら、教師力、授業力の向上を目指  
して、取り組んでいる教員が見られてきたといふところであります。教師はよ  
い授業ができてこそ、そこに成果を出すことと信じております。今後授業で勝  
負ができるような教師となれることを目指し、研修、研究に励んでまいりたい  
と思っております。

問（5） それではですね、234ページの国際理解推進事業、例年ですと、  
オーストラリアに派遣してたと思ひますけど、今年度ブルネイに派遣したと思  
ひますけど、その経緯とその成果を説明お願いします。それとですね、241  
ページの中学校情報教育基盤整備事業、コンピューターの賃借料となつており  
ますけど、前年度とここは同額となつておりますが、ちょっと戻りまして、2  
38ページの小学校情報教育基盤整備事業、これが実はマイナスになつており  
ますけども、この理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

答（学校経営主幹） まず海外派遣のことにつきまして、お答えいたします。  
ご存知のとおり、19年度まではオーストラリアへの海外派遣ということであ

りましたが、昨年度、あいち万博のフレンドシップ国でありました、それが縁となりましたブルネイ・ダルサラーム国への親善訪問にということに変更したわけであります。初年度ということもありまして、昨年度におきましては教育委員会事務局からも1名同行いたしまして、13名の派遣団となりました。ブルネイにおきましては、会話が英語で通用するというものではありませんが、今までのオーストラリアの英語圏とは違いまして、イスラム圏といった従前のオーストラリアとは違った文化、生活習慣等の貴重な体験ができるものということで、幅広い国際理解ができるものと考え、実施いたしました。また、海外派遣の帰国後におきましては、例年のごとく報告会を行いました。派遣団員からは各自のテーマに沿った報告があり、例えば学校の様子を調べた者、それからイスラムの文化、経済、そして生活習慣、ラマダン、食文化等を調べた者、そして環境問題などにも取り組んでテーマとして調べてきた者がおり、それらを報告をしております。またこの報告につきましては、帰国後も市内の各小中学校でも報告をしております。こういったことでブルネイ派遣によりまして、両国との国際親善の架け橋となったということを確認しております。

答（学校経営） 241ページの中学校情報教育基盤整備事業と、238ページの小学校情報教育基盤整備事業の関係でございますが、小中学校の教育用のコンピューター及び学習ソフトにつきましては、債務負担行為を設定させて、事業を行わせていただいております。まずは241ページの中学校の情報教育基盤整備事業でございますが、これは契約期間が17年4月1日から22年3月31日の5年間ということで、この5年間は同じ金額ということで同額でございます。続きまして小学校の情報教育基盤整備事業でございますが、この中で高浜小、吉浜小、それから高取小学校の賃借料につきましては契約期間が16年4月1日から20年8月31日までとなっております、9月から7ヶ月分については再リースのほうで契約できました。月額70万7千円程度、合計で494万9,000円安く契約ができました。これがマイナスの要因でございます。それに対しまして翼小学校につきましては、前年度におきまして8ヶ月分についてはこれについても再リースができたということで、前年度比で181万8,000円増になった。これがプラス要因ということで、この差額に

よるものでございます。もう1校の港小学校については、前年度と同額ということになっております。

問（9） 1問お願いいたします。259ページの10の5の5、文化事業の中の美術館管理運営業務（指定管理料）についてですけれども、これは指定管理に美術館、三館業務、これで図書館も出たので、美術館も含めて先にやって、アウトソーシングというふうに簡単にちょっと館業務はいきませんけれども、半年間だと思いますが、コスト削減とかそれとかソフト面、頭脳の面で、大きな変化といいますか、どういった成果が上がっているのか、すいません、ちょっと期間が短いのでデータが不足かと思っておりますけれども、今期のこのお金でどれぐらいのものが成果として、金額に換算して見合うかどうか教えてください。

答（文化スポーツ） まず美術館の指定管理に伴います、コスト削減というお尋ねでございます。美術館の指定管理を行う際も、御説明を申し上げたわけでございますが、過去5年間の美術館の事業費プラス人件費から歳入金額を差し引いた分の5ヵ年平均が約1億7,000万でございます。20年度は半期で計上してございますが、21年度からの指定管理料は1億5,587万7,000円ということで、指定管理のほうの締結をしておりますので、その差額分、約1,400万ぐらいになるかと思っておりますが、これが直接的な削減効果となろうかと思っております。それとソフト面のメリットということでございます。昨年から、1年近く指定管理のほうは続いてまいりまして、ソフト面の効果としましては例えば御利用者のサービスの向上、例えばシニア層がよく使われる美術館ということで、指定管理者さんにおきますAEDの設置であるとか、お正月の期間の開館であるとか、また常設展につきましても、ドーム展の時にございましたように、ガラスとの融合ということで新しい切り口の展覧会の開催、また名鉄知立駅にかわら美術館のPR看板を設置する等、集客に努めておるところでございます。また近いところでは、9月17日に愛知県のこども芸術大学のほうを誘致されまして、お子さんたちとの美術館のふれあう機会を提供するというような事業もされております。

問（9） コストと人件費のこともありますけれども、指定管理で新たな雇用創出ということも、当然考えられるわけですが、やはり地元にも愛される

美術館ということで、地元の方の雇用創出というのはどれくらい進むというか契約の内容に入っているのか、率先してその契約先、委託先がやっているのか少しその点をお聞かせください。

答（文化スポーツ） 雇用につきましても、指定管理の際のひとつの項目として、審査項目のほうに上がってまいっております。民間事業者が行う美術館運営でございますが、その中のスタッフとして、総合サービスの職員等、これを優先的に採用していただいているということがございます。

問（１） 私のほうから４点ほど、教えていただきたいんですけども、１点目が２３１ページ、教育指導のところ、先ほど確かな授業づくりのほうですか、御質問があったと思いますけども、特色ある学校づくり事業委託の成果についてお伺いしたいんですけども、あとですね、２４３ページ、幼児教育のところ、最近ですね、幼稚園のほう、定数割れだと思っておりますけども、そういう傾向にあって、保育園のほうのニーズのほう、当然高まってきてるんですけども、そちらに対する対応策、どういうことを検討されているか、というのを教えていただきたいのと、あと２４５ページ、私立幼稚園就園奨励費補助金、これのどういう意図のものか、というのと、その補助金の支給基準について教えていただきたいというのと、最後になりますけども、読書啓発のところ、碧海五市で今、高浜市民の方が碧南の図書館ですとか、刈谷の図書館、利用できるんですけども、高浜市民の方がそれぞれの図書館、どういう形で利用されてるのか、利用状況、これを教えていただきたいなということでお願いします。

答（学校経営主幹） 特色ある学校づくりの委託事業の成果につきまして、お答えいたします。昨年度、２０年度におきましては、各小学校それぞれの特色ある学校づくりということで進めてまいりました。例えば、道徳を中心に心の教育推進を図った学校、それから心身両面の健康教育の推進を図った学校、さらに遊びを通して体力づくり等、図った学校、それから自然と親しみ学ぶ体験学習に取り組んだ学校、中には教師力向上、それから地域、家庭、学校教育との参画を進めた学校、それから清掃活動を中心に取り組み、そこから子どもたちとの心の教育ということで進めた学校、それからギャラリーみなみというような取り組みで、そこに美術作品を展示いたしまして、生徒の心の教育というこ

とで取り組んだ学校等とありました。そのような取り組みの中で、学習面、それから生活面、情緒面等に多くの成果を出したものと考えております。例えば、道徳の授業の充実が図れて、具体的な活動を通して、行動として、挨拶運動を始めたとか、それから子どもたちの思いやりの心が非常に育ったという報告を聞いております。また、自然とのふれあいの中で、体験活動から環境保全や四季折々の変化と川辺の生き物等を知り、命の大切さを学んだという報告、休み時間等に運動を積極的に行い、元気に遊ぶことができ、体力向上を図れた。学校行事や清掃活動の場を生徒の成長の場として、それと意欲的に取り組めるような生徒の育成につながったということ聞いております。

答（子育て） 続きまして、幼稚園の定員割れの対応策ということですが、幼稚園から保育園へという流れというのは、決して高浜市だけではなく、これは全国的な状況であります。市としましても、幼稚園の定員割れの解消を含め、新たな幼稚園における子育て施策として、これは平成21年度になりますが、新たに夏季預かり保育を実施させていただきました。今後とも魅力ある幼稚園となるよう、施策展開をしてまいりたいと考えております。続きまして、私立幼稚園の就園奨励費の助成についてですが、この就園奨励費につきましても、いわゆる保護者の経済的負担の軽減と公立、私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることを目的とした制度で、国の補助制度に基づき、市が給付を行っておるものです。保護者の所得状況により、定額を給付するものでございますので、よろしく申し上げます。

答（文化スポーツ） 図書館の他市利用についての、お尋ねでございます。五市につきましても、委員の質問のとおり、相互に図書館の利用ができるということになっております。知立が102人の貸し出し人数で393冊の図書館の貸し出しでございます。安城につきましても、1,065人、5,403冊、刈谷につきましても、2,301人、11,825冊でございます。碧南につきましても、平成20年に電算システムを一部入れ替えた関係上、推計値となりますので、おおまかな数値で申し上げます。貸し出し人数が約2万人、貸し出し冊数が11万冊というふうにお聞きしております。

問（1） まず特色ある学校づくりのほうから伺いたいんですけども、これっ

て講演会とかその辺も実施されてますか、この中で。

答（学校経営主幹） 講演会等の取り組みについては、聞いておりません。

問（1） 聞かせていただいた理由はですね、学校でよく講演会とかやられるんですけども、毎回偏りというか同じような方が来られて、ずっと決まった人、はっきりいうと、その広がりがなかなか見られないんですけども、そういうところっていうのはなんか対策とかやられてますか。

答（学校経営主幹） 偏りといいますと、同じ方が講演をされるということですか。ひとは学校間でそういった情報が行き渡りまして、非常によかったよという評判でつながっていくと思うんですけども、そういったことをこちらとしては調整をしておるということはありませんので、学校が独自に講師さんを選んで講演等を聞いておると思います。

問（1） ちょっと質問の意図が違うんですけども、同じ講演者がやられてるっていう意味じゃなくて、出席者のほうが毎回同じような方が来られてると思うんですけども、これを本来意図するのは広く浅くという意味だと思うんですけども、それに対して広く浅く集めるようなそういう努力ってなんかされてますか。

答（学校経営主幹） おそらく講演会をいつやるか、どの場で行うかということもひとつ問題があると思うんですね。例えば、PTA総会等で行うような講演会であれば、そのPTA総会のやり方を例えば時間帯を決めたりとか、それからそれに合わせて子どもたちの活動をどうしていくと保護者が参加しやすいかと、そういった取り組みを考えて、学校では対策として立ててはおります。

問（1） 2点目、幼稚園のほうですけども、夏季の預かり保育ということで、始めていただいたんですけども、評判のほうというか、今年の実績わかれば教えていただきたいのと、これからなんかこれを発展させていくようなことを考えてみえるのであれば、それを教えていただきたいんですけども。

答（子育て） 本年度の実績については、数字的にはのべで2,200人ほど。園児数全体に占めます割合でいきますと、15%とほどの方が利用されたということです。それに伴いまして、アンケートを取っておりますので、現在そうしたアンケートを元に今後の施策を展開してまいりたいと考えておりますので、

よろしく申し上げます。

問（１） 同じような質問になるんですけども、今回利用されてる方、要は幼稚園で夏季の預かりする保護者の目的というのと、変な言い方になるんですけども、保育園との違いは仕事に出る、出てないという差があるのかなとは思いますが、昨今の経済状況の中で保護者の方もパートに出たいという方も結構みえると思うんですよ。そういう方が預けられたのかどうかというのはわかりますか。

答（子育て） 今回、実施をしましたのが、いわゆる通常８時半から１１時半までということで、３時間というように、例えば長時間パートの方については、そこまでは対応できていないですが、意見の中では若干、それに伴って仕事ができたとようなアンケートの結果も出ておりますので、決して全ての方が対象ではありませんが、そういう方もみえるという状況であります。

問（１） 図書館の話ですけども、他市の利用者の状況は教えていただいたんですけども、高浜の市立図書館の利用状況を教えていただけますか。

答（文化スポーツ） 逆に高浜市民が他市の図書館をお尋ねだと思います。碧南につきましては。失礼いたしました。主要成果の２５０ページのほうに貸出人数が掲載してございます。３万３，６９９人の方が貸出をされまして、貸出冊数１７万２，０１８冊となっております。

問（１） これ高浜市民ばっかじゃないですよ。

答（文化スポーツ） 他市の方が高浜市の図書館を使った人数を今から申し上げます。碧南市の方が４１８人、１，７２０冊。安城市の方が１７４人、６８７冊、刈谷市の方が４２３人、２，３２６冊、知立市の方が２２人、３７冊の御利用がございました。

問（１） 高浜の市民がほかの図書館使っていただくのはすごくいいことだと思うんですよ。逆にいうと高浜の図書館が求められているものというのが、普通の図書館と同じものじゃなくて、特色づけてやっていただければということで、今回質問させていただいたんですけども、そういう形での運営をお願いしたいということで、よろしく申し上げます。

答（文化スポーツ） 高浜市の図書館の他市と同じような図書構成ではなかなか利用者数が伸びてまいりませんので、高浜市の図書館の運営方針としては児童図書の購入冊数の割合を3割程度ということで、比重を移しまして、またこちらの主要成果にもございますように、読書活動を館内で展開するというような形でお子様をお持ちのお母さん、また子どもさんたちに読書に親しんでいただく機会に比重を置いて運営を進めてまいりたいと思っております。

問（17） 261ページお願いします。美術品の購入というのは、これは今の表を見ますと、陶磁器の場合が168万、油画2点で100万。こめじるしに指定管理料による購入と書いてあります。この違い、ちょっと教えてください。

答（文化スポーツ） 指定管理にあたりまして、当然指定管理者側の学芸員がおります。そういった指定管理者側の学芸員の力をつけていくという段階においても、資料を研究し、購入する作業というのは学芸員にとっての一つの力のつけどころでございますので、この毎年100万円については、指定管理料の中で指定管理者が購入するものとしております。なお、上の168万の陶磁器につきましては、これは昨年第46回の朝日陶芸展に森克徳さんがグランプリ受賞されましたので、そのグランプリをされた作品が他市に流出してしまうのは、高浜にとってのひとつの損失になりますので、これにつきましては、急遽市のほうで予算を計上し、直接購入したものでございます。

問（17） 今、油画の100万というのは、指定管理料の中で買われておるということですね。であれば、指定管理料のほうで100万というのは落ちてますから、この美術品購入費としては単純に168万と考えたんですが、そこらへんの点はどうですか。

答（文化スポーツ） その考え方で結構でございます。

問（17） 今、指定管理料の中で買われた美術品というのは、当然指定管理者の所有権というか財産権、これはありますか。

答（文化スポーツ） 指定管理そのものが市の委任行為でございますので、当然ここで購入されたものは市に帰属いたします。

問（17） ちょっと前に戻りますけども、238と241ページに小中学校

の給食運営事業があります。これ前回、市民の方からお問い合わせがありまして、給食費を払ってない子がいると、市としてはどういった対策を取っているのか、そういったことでちょっとお尋ねしますけども、実際、今、この3年間ぐらいで小中でどのぐらい要するに払ってない方といたしますか、保護者といいますかみえるか、この不足の額というのは、市が補填しているものなのか、またはどういったふうにこれは埋め合わせしておるのか、それから対策というのはどういうふうにしておられるのか、この3点ばかりちょっとお尋ねします。

答（学校経営主幹） まず給食費の未納につきましての学校での対策ですが、まずは督促ですかね、文書での給食費出してませんので出してくださいというような形での文書を出します。家庭訪問でのお願いにまいておるといような現状もあります。それから懇談会等がありました時にも、その時にお願いをして出していただくということをしております。事情によってですね、なかなか経済的に出せないというような事情もあるかもしれません。そういった場合には市の就学援助、そういった制度があるので、そちらのほうで手続きをして、給食費のほうお支払くださいというような形での対策も取っております。

答（学校経営） 給食費の未納者の人数でございますが、今年の5月31日現在でございます。18年度分につきましては、未納者が小中合わせまして32名、19年度分につきましては47名、それから20年度分につきましては102名というふうになっております。

問（17） 要するに不足の額というのは、例えば市が補填しているのか、それとも結局はまかないの段階で本当にいくらいくら払っているんだけども、結局不足の分で実際払ってる方は、変な言い方ですけども、結局はその分だけ給食費は落とされてるのかということをちょっとお尋ねしたいんです。

答（学校経営） 市のほうの補填は一切ございません。

問（17） ということは結論でいきますと、結局は減った分はお互いで全部その分だけ減らされているという、ということですね。今の102名、すごくふえてるんですけど、その理由は何か理由はありますか。

答（学校経営） やっぱり現年度分ということで、これからどんどんまた督促とか学校のほう、市教委のほうももし学校と一緒にいく機会があれば、当然滞

納整理もやらさせていただきますけども、そういったふうで減っていくということでございます。

問（13） 231ページ、10款1項3目、教育指導事業の中で、先ほども出ました特色ある学校づくり事業委託の関係で、取り組みの内容はわかったんですが、金額はどのようになっているのかという点をお示しいただきたいのと、その次に標準学力検査実施委託、197万3,400円出ておりますが、実施内容、どのように評価しているのか、業者名は、父母負担はどうなっているのか、まずお示しいただきたいと思います。

答（学校経営主幹） 特色ある学校づくりの金額ですけれども、高浜小学校が23万2,340円、吉浜小学校が28万円、高取小学校が12万円、港小学校が45万円、翼小学校が30万円、高浜中学校が41万1,000円、南中学校が11万円であります。標準学力調査はですね、ヤマトヤ教材社です。この個人負担についてはありません。

問（13） 特色ある学校づくりについては、同じ金額を各学校に渡して、使われた額がこういうふうになったのか、またほかの方法で最初からこの金額に近い金額で申請があったとか、どういうふうに取り組まれているのかお示してください。学力検査のことですが、国の学力テストもやっていますが、合わせてテストばかりやってるといえるのか、子どもに負担がかかっていないのかどうか、生徒のプライバシーが守られるようになってるのかどうか、そういう点での取り組みの状況をお示してください。

答（学校経営主幹） 特色ある学校づくりの金額のことですけれども、前年度の10月に校長からヒアリングを行いまして、授業についての内容を教育委員会に聞いていただいております。それである程度査定をいたしまして、一律学校には昨年は2万5,000円、そして自己負担でそれぞれの学校からの金額、そして先ほどいいましたように、ヒアリングの査定の結果で、ある程度その事業に対する金額を決めて、今、お示ししました金額が決まったというところがあります。それから学力テストですけれども、まず国の学力学習状況調査との関係ですが、標準学力検査につきましては、この目的といたしましては、市のほうでいただいております、人的なサポートティーチャーとかアシスタント、

そういった方々が少人数指導に参加しておりまして、その成果と検証をという  
意味合いで学力標準テストのほうは行っております。また国のほうにつきましては、  
全国での学力の学習状況調査の各地点の学習達成状況の把握ということ  
での意味合いで行っておりますので、意味合いが少し違ったもののテストで  
あります。そして、プライバシーということでもありますけれども、これにつき  
ましましては十分考慮しております。

問(13) 少人数の状況を調べるためにもというようにお話がありましたが、  
一年間でこの学力テストをしなくても、その自分のクラスとか学年とかでテス  
トっていうのはやってると思うんですね。毎年やらなきゃいけないのかってい  
うことが一つあります。まずそのことと、国の学力テストですが、学力テスト  
やっても何ヶ月か経ってから結果が出て、あまり子どもの内容にうまく生かし  
ていけないというようなことが言われてるんですけども、競争じゃなくて本当  
に子どもたちが協力しあって学んでいけるっていう状況をつくる必要があると  
思うんですが、そういう点ではどうでしょうか。

答(学校経営主幹) まず毎年行っているということでもありますけれども、少  
人数指導の成果ということで、それぞれ毎年テストを行いまして、その効果と  
成果を検証いたしまして、それに伴ってまた少人数指導の取り組み方とかやり  
方みたいなものも先生方は検討しておりますので、やはりその年度年度での成  
果からの取り組みという形でのものを調べておるということであります。学年  
におきまして、先ほど負担ということですが、調査の学年は若干違います。全  
国の調査のほうにつきましては、小学校6年生と中学校3年生で行っておりま  
す。全国の学力状況調査については、その時の状況を調査をするということ  
で、その状況がある意味全般的な学校の状況であるということ判断をいたしまし  
て、結果を基に対策を立てて、学校での取り組み、子どもたちへの指導とい  
うことで活かしているということでもあります。

問(13) 学力テストを全国でやってるわけですが、各県だとか地域だとか、  
どうしても競争になりますから、前に足立区でしたか、先生が答えを教える  
というような事例も出ましたけれども、テストだけではわからない部分もあり  
ますし、テストの点数がよければということ、どうしてもそういう不適切な

指導なんかが行われるようなことも出ていますので、ぜひこの学力テストはやめるようにしていただきたいと思います。ページ234ページ、10款1項3目ですが、児童生徒健全育成事業の中で不登校の状況が出ていますが、この関係で、不登校の子どもたちがふえているんですが、これはどのように分析してみえるのか、またどのような取り組みをしてみえるのかお示してください。

答（教育長） 一点、反問権をさせていただきたいですが、よろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

問（教育長） ちょっと一点、確認をさせていただきたいと思います。今、内藤委員のほうから学力テストの結果の指導のあり方の中で、不適切な指導が出ているという御質問がございました。具体的には私どもは、それをどういう意味合いで言われたのか確認したいのでお聞かせください。

答（13） 以前、足立区だと思いましたが、学校で先生がテストを受けている子どもに答えを教えるといいますか、指導するというか、そういうことが出ていましたので、そのことをとらえて言ったわけです。

問（教育長） それは足立区の事例であって、高浜市の事実関係があったということではないということをございましょうか。

答（13） はい、そうです。

答（学校経営主幹） 不登校につきましての御質問ですけれども、ふえているところの分析であります、資料を見ていただきますとわかりますようにですね、その他の本人に関わる問題での数が非常に多くなっておるかと思えます。これにつきましては、最近、非常に子どもたちの中で怠学傾向の子が出てきたりだとか、それから非行型での不登校がふえておるといようなことを聞いております。非常に家庭的に子どもたちを押し出す力がなくなってきておるのではないかと。その親が学校行きなさいと子どもを押し出せないといようなことが、非常に影響しておるといようなことを聞いております。またそれらの不登校に対する取り組みですけれども、まず学校としましては、家庭訪問、家庭連絡、それから市のほうでつけていただいておりますスクールヘルパー、そういった方々が家庭訪問をしたり、個別に面談をして指導したりとかいうよう

なところ、それから生徒指導相談員等あります。そういった方々がまた個別に適時、個別懇談をしたり、家庭訪問をしたり、また時には保護者との面談を行ってその取り組みについて対策を考えております。

問（13）　ここでいろんな理由が載ってるわけですが、本人に関わる問題だとか、親子関係をめぐる問題だとか、ちょっとわかりにくいんですが、このいじめというのもこの中にはあるんですが、いつの時代もいじめの問題は大きな問題でして、このいじめの問題について、どのように対応してみえるのかということと、高取の楽習館を利用してみえる方もおられると思うんですが、何人ぐらい利用してみえるのかということと、不登校の方が学校に出てこれるようになった方が何人かみえるのかどうか、その点をお示してください。

答（学校経営主幹）　まずいじめ等での不登校での対応ですけれども、いじめにつきましては、どこの学校もですね、いじめに対するアンケート調査を行っております。その結果、いじめがある、受けたということであれば、即対応して、解決に向けるということですね。それによって、不登校になった児童、生徒につきましては、当然早急に対応して、家庭訪問、それから面談、それから時には周りの子たちへの話を聞いて、いろんな事情を聞いて、その対策を考えるというような形での対応をしております。楽習館での利用状況ですけれども、毎月月例で報告を受けておりますが、毎月10名から15名ほどの者がその楽習館での相談活動を受けておるといようなことを聞いております。それから、それによって改善をしたということの数ですけれども、正確な数は把握していませんが、毎年数名かはその対応によって学校のほうに戻っておるといことを聞いております。

問（13）　わかりました。ぜひ早めに手を打っていただくように、またそのためにも、30人学級っていいですか、少人数授業じゃなくて少人数学級をぜひやっていただきたいと思います。10のほうで「あいち・出会いと体験の道場」推進事業委託が載っていますが、自衛隊の体験をさせているというふうに以前お聞きしましたが、最近ではどういうふうになっているのか、教えてください。

答（学校経営主幹）　職場体験での「あいち・出会いと体験の道場」ですけれ

ども、自衛隊で体験させておるということではなくて、これはあくまでも職業の体験ということで子どもたちがそれぞれ選んできますので、例年あるということの実績です。昨年は自衛隊のほうの体験は2名しております。

問(13) 人の命を大切にといっ、健全育成を言っている中学校でですね、自衛隊に行かせるというのはやっぱりそぐわないと思うんですよね。入隊したいといっても、やめさせるべきだと思うんですが、その点で答えをお願いします。232ページで、先生が夜遅くといっますか、中学校のところ通りますと、通るたびに電気がついてるんですが、先生たちも3月の頃であれば、やむを得んのかなといっ気もしますが、そういう時期じゃない時期でも電気がついてますんで、先生たちの体のほうは大丈夫かなといっことを思うんですが、そういう点で心配ないのかどうか、先生たちの長期休業の方がみえないのかどうか、健康管理の対策はどのように取られているのか、お示してください。

答(学校経営主幹) まず先ほどの自衛隊の件ですけれども、あくまでも先ほど申しましたように、子どもたちが自由に選んできていっ職場体験といっことで、体験といっましても自衛隊での内容を聞きますと、見学それから施設等の見学といっことで聞いておりますので、実際に子どもたちが活動するといっわけではありませんで、その点はよろしくお願いいたします。それから先生方が非常に忙しいといっことで、御配慮いただきましてありがとうございます。忙しい時期確かにあります。その中で、先生方にはやっっていたいっおるわけですけれども、長期で休んでいっという職員ですが、昨年は休職の者が2名おりました。1名がうつで休職しておりました。もう1名が悪性腫瘍でといっことで休んでおりました。そういった忙しい職員に対しての対応ですけれども、管理職、校長、教頭等がやはりそこまで残っていっないといっことで、声をかけること、それから、今でいっますと、仕事の内容的なものを見直しをして、多忙化を解消をするといっようなことをしております。

問(13) 自衛隊の体験入学ですが、県からお金が下りていっというふうに聞きますが、それであっってもやっぱり中学生ですから、教師の指導の問題もありますので、ぜひ危なくないところを見たり、体験してくるんだといっふうにお聞きしますが、結局自衛隊といっるのは撃ったりいろいろしていっるところです

から、やめさせるべきだと思います。これはぜひやめさせるようにしていただくように指摘しておきます。この先生の長期休業の問題ですが、どれぐらい休んでみえるのか、ぜひ健康管理の面で注意をしていただきたいと思います。その点でもう一度お願いします。それから、239ページで、242ページもそうですが、2項2目、小学校の教育振興事業で図書購入費がどうなっているのかお示してください。

答（学校経営主幹） どのくらい休んでいるかということですが、昨年度のうつの者につきましては、昨年一年うつということで休職をしておりました。実はいったん復帰をいたしました。4月に。復帰をいたしましたんですが、1ヶ月ほど経ちまして、やはりまたうつの状態になりまして再度再び今年度の続いて休職で今現在に至っております。またもう一人の悪性腫瘍の者につきましては、昨年度、この者につきましては長い間病んでおまして、昨年度退職をいたしました。

答（学校経営） 小学校が2, 265冊、356万3, 000円ほどでございます。それから中学校につきましては、2校で884冊、171万8, 000円程度でございます。

問（13） 小学校のほうが若干少ないようですが、図書購入費、本好きの子どもを育てるのにね、もっと力を入れていただきたいと思います。257ページ。青少年健やか育成振興事業というのがありますが、その中で（3）に放課後子ども教室推進事業というのがありまして、ここで、剣道、バトミントン、フルーツというのがありますが、これ、参加者数というのは、1回に出てみえた方の数なのか、年間としてはおかしいのでそのあたりをお示してください。それから260ページ5項5目美術館のところ、日本博物館協会3万円と愛知博物館協会2万円というのがあります。これ指定管理者になったのでそちらで払っていただく費用ではないのかなという気がいたしますが、もともといくらであったのか、その辺りを教えてください。

答（こども） 放課後子ども教室推進事業の剣道、バトミントン、フルーツの参加者数の問合せでございますけども、これはそこに書いてございますように毎週第1、第3という形で、もしくは第2、第4という形でやってございませ

て年度当初に、定員40名から50名くらいで募集をしまして、そこに参加されたのが剣道では37名、バドミントンでは39名、フルートでは7名という形でクラブのように参加しますということで申込をされた方の人数です。その方々が、休みもあるかと思えますけども、毎週第1、第3の土曜日それぞれ、この定員で出てきて活動しておるという人数でございますのでよろしくお願いいたします。

答（文化スポーツ） 日本博物館協会、愛知博物館協会の負担金の件でございます。これにつきましては、今年、本年度は完全に指定管理者制度に移行しておりますので、指定管理者のほうで負担をいただいております。昨年度におきましては、昨年その前もですが直営のこの年度初めのお支払いということで、市のほうでのお支払いというふうになっているということでございます。金額については館の規模等で定められた額ということでございます。

問（13） 今の放課後子ども教室については、どちらで取り組まれているのかということと、日本博物館協会、愛知博物館協会、これは指定管理者に10月からなったわけですが、4月に払ったということで去年、一昨年も高浜市が出したということではないのでしょうか。

答（こども） 翼小学校の体育館で実施をしております。

答（文化スポーツ） かわら美術館としての加盟でございますのでそのような扱いでよろしいかと思えます。

問（5） 今、内藤委員からですね、不登校のところ質問がありまして説明を受けましたけども、この不登校の相談員1人配置しております。それからいじめ・不登校対策推進委託料ですか、があるわけですけども、これは当然連携された事業として取り組まれておられるのかということとですね、この中にその他本人に関する問題ということで、特に中学校はですね、35人ということで20年度ですか、非常に多いわけですけども、これはいじめその他の分類ができないからこの中にすべて織り込まれたということになるのか教えていただきたいと思えます。

答（学校経営主幹） まず生徒指導相談員といじめ・不登校対策推進事業との関係ですけども、主に生徒指導相談員といえますのは、実際に不登校になった

子を対象に相談活動それから指導、それからそれに対する対策という形での活動をしております。それからいじめ・不登校対策推進事業につきましては各学校でいじめ・不登校、特に最近ですと不登校に対する事例研究会だとかいうことを行いまして職員へのその不登校に対する研修です。それから時には講師さんをお呼びしましてこういったことの御指導をいただくというような形での関係であります。それからもう一点のその他本人にかかわる問題ですけども、その他本人にかかわる問題とその他ということであります。その他本人にかかわる問題ということで先ほど申しましたようにそこに含まれるのが怠学傾向にある子、それから非行傾向型の子、それから家庭での先ほど申しましたように、後押しがないような子たちを含めてその他ということです。あと本当にその他というのは、それらに入らないものという形での分類であります。

問（5）　そうしますと、ほんとに中学校に行きますと多数のですね、問題を抱えた子供が多いということ、資料からみるとほんとに実感するわけですけども、私も中学校でいろいろ子どもたちと取り組みやっておりますけども、私の経験の中でもやはり、少しいじめられているのではないのかなというような子どもたちを見受ける、活動の中でね、見受けることがしばしばあるものですから、そういった時にはですね、率直に先生方に御相談、あるいは御父兄からの御相談もあるものですから、直接そういうことに関してですね、部活の先生、あるいは担任の先生に御相談申し上げるということを今、実際にやってもおるわけですけども、ほんとにこの数字見ますと先生方大変だと思います。小さい、ほんとにわずかな出来事からいじめだとかそういうものにつながっていくと僕も実感しておりますので、ぜひ推進事業の中で勉強会やってみえるということですのでさらなる勉強を重ねていただいでですね、それと我々の指導者とのですね、連携も少し図っていただければありがたいなと思っております。これは要望にしておきます。

問（9）　再度質問になりますけど、261ページの油絵2点、100万、指定管理料による購入っていう先ほどの御答弁で、二点、学芸員の力量を測るというお話でしたけども、一応これかわら美術館とって、銘打っておりますし、高浜は。それからとても美術館、文化事業というのは費用対効果を望んではあ

まりいけないとは思いますが、一応油画二点、一点森さんの作品を買われたということなんですけど、そこら辺のところを市民に費用対効果ではないですけど、発表されたかどうかというのをお聞きしたいんですけど、よろしく願いします。

答（文化スポーツ） 今年の館蔵品展の中でこの購入したものについては展示をしてみたいのでよろしく願いいたします。

#### 1 1 款 災害復旧費

質 疑 な し

#### 1 2 款 公債費

質 疑 な し

#### 1 3 款 諸支出金

質 疑 な し

#### 1 4 款 予備費

質 疑 な し

委員長 ここで、認定第1号についての質疑漏れがございましたら、許可をいたします。

問（13） ページ33ページの日福大の貸付収入の件ですが、今現在ですね、日福大のほうからいついつで解約をするという話があって、話が進んでいるのか、そのあたりはどのようなになっているのでしょうか。

答（福祉部） 解約というお話でございますが、昨日の答弁でも申し上げまし

たとおり、現在、新たなどういった事業、取り組みをしていくかということでの調整中でございます。

問（13） 調整中ということは、日福大のほうからどういうふうにしようとかこういうふうにしようとかそういう話が出ているというふうに承知していいんでしょうか。高浜市としてももちろん一緒になって考えなきゃいけない部分もあるんでしょうが、途中解約になりますから、やっぱり向こうが28年でしたか、28年までですね、借りていただくことを前提にと言いますか、やっていかなきゃいけないわけですから、そのあたりどういうふうになっているんでしょう。

答（福祉部） 調整中と申し上げましたが、これは私どものいきいき広場の3階の活用の仕方という考え方もございますし、また日本福祉大学の事業展開、こういったものもありますので、そういった両者の考え方をいかにまとめ上げて有効的な活用ができればというふうに考えております。

問（13） そうしますと昨日ですね、これからはトップクラスのというお話が出ましたが、今現在は向こうの事務局といいますか、こちらにとりあえず日福大として来年の3月まででやめたいんだと、その後についてはまた協議するというふうな話がきているということ、そういうことで協議をしているということなんでしょうか。そのあたりの事情がよく呑み込めていませんのでお願いします。

答（福祉部） 日本福祉大学のほうからは現在の専門学校は廃止するということは、答はいただいております。

問（13） そうしますと、今現在は、どういうふうな使い方をしていくのかという点で協議をしているというふうに受け止めていいわけですか。

答（福祉部） その通りでございます。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時19分

について

歳入歳出一括質疑

問（13） ページ279ページですが、ここに収納率が86.6%、前年度対比で91.2%と比較して、4.6%減少と、短期保険証もふえてきていますし、こういう点でどのように対策を取ってきているのかお示してください。

答（市民窓口） 収納率向上対策の御質問だと思いますけども、これにつきましては総括の時にもお答えをさせていただきましたが、今年度の本算定終了後に収納率向上行動計画というものを策定いたしまして、資格管理、納税管理の両面から、収納率向上に向けた取り組みを実施するというので、これまではどちらかという、収納グループさん、いわゆる収納の担当のほうにお任せでお願いしておった収納の部分について、賦課側も積極的に関わっていくことで、収納率を少しでも上げれるようにということで、取り組んでいるところでございます。短期証の件でございますけども、景気動向等によって滞納される方が年々増加傾向にあるということでございますので、しっかりと納税相談をする中で、少しでも減らしていけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

問（13） 納税相談をしっかりとやっていきたいというお話ですが、1984年に国庫負担を国のほうが削ってきているんですね。ずっとそれ以来、保険料が高すぎると、保険料が払えない水準に上がっているということで、国民皆保険制度崩壊の危機に瀕しているという指摘もあるわけですが、この国の負担金が45%まで引き上げるように、この問題は当時は市の国保会計が黒字だったので、引き下げたわけですけども、赤字になったらまた国のほうが手当をするということも言われたわけですけども、それがされてないまま来ているわけですね。そういう点で、やっぱり加入者に高齢者や失業者とか今だと非正規労働者、所得の少ない人がふえてきているわけですから、そういう点できちんと国に申し入れることをする必要があると思うんですが、そういう考えがあるのか、されてみえるのかそれをお示してください。

答（市民窓口） ただいまの御質問の件につきましても、総括の時に若干お答えさせていただいておりますけども、全国市長会においても国民健康保険制度

に関する要望、こういったものを厚労省のほうに出ささせていただいておりますし、また国保制度改善強化全国大会というものも開催されておまして、その中で国保財政基盤強化策の拡充強化という、こういった大会決議、こういったことも行われておるといことですので、私どもといたしましてもこういった活動を通じてですね、国に対して国保の財政基盤の強化について、要望をいたしておるといことでございます。

問（13） 全国市長会で言うだけでは、今までも言ってみえてるわけですから、ぜひ新しく市長も変わられたわけですから、ぜひこういうところで変わられたのを活かしてですね、声を上げていただきたいと思うんですが、それからレセプト点検業務というのをやってみえるわけですが、国保連合会が一回調べるとい思うんですが、こういう業務は業務委託してみえるわけですが、どのような効果があったのか、その点でお示しをいただきたいと思ひます。

答（市民窓口） レセプト点検といことでございます。これは今、おっしゃられたようにですね、第一義的には審査支払機関であります、国保連合会のほうで審査をしていただくわけなんですけども、それ以外にもですね、それぞれの各保険者において、レセプトの点検をするといことことで個々の保険者の負担を少しでも減らせればといことことで、行っておるものがございます。実際にはですね、過誤調整だとかあるいは再審査請求といことことで、昨年度の実績といたしまして、2,066枚のレセプトを返戻をさせていただいております。

問（13） 以前、こういう話を聞いたんですが、手を怪我したと。5日で治るかと思つたけれども、6日かかったと。本人が痛いし、かゆいしで6日目にみえたので薬を出したと、そうしたらこのレセプト点検のところこの6日目の手当については必要がないので、お医者さんに来たと、そうした場合にお医者さんのほうはこういう理由でこれは必要な手当なんだといことをレセプト点検で出すんですが、それが60日間に返事を出して、また戻ってきてといことを結論がつかないとそのお金については入らなくなっちゃうとい話を聞いてるんですが、そういうのまでレセプト点検で省くのかどうか、それをお示しください。昨年ですね、1人あたり3万5,400円、1世帯あたり5万4,900円上がったこと、ある母子家庭の方なんですが、子どもが3人みえる

ということで、非常に支払いが毎回大変で、短期保険証でやってるといふ本当に悲鳴に似た声をお聞きしてるんですが、繰入額をふやして、引き下げる検討をしているのかどうか、法的に繰り入れる額はいくらになるのか、その面で教えてください。

答（市民窓口） レセプト点検の関係でございますけども、これはやはり審査をやられる方の判断、それは一定の基準の中でやられて、この部分の例えば投薬だとかですね、そういったものが不要ではないかということであれば、そこが減点をされると、その中で医療機関のほうに返戻されたものについて医療機関においてまた不服があれば、再度審査の請求を出されてということ、レセプトが行ったり来たりをするということは当然でございます。しかし、レセプト点検というのは、全ての医療機関から完全な正しいレセプトが常に上がってくればよろしいわけなんですけども、実際にはさまざまなレセプトが上がってくるという中で、当然過大な請求というものも含まれておるといふことですので、これはきちっと審査をするということは当然必要なことだといふふうに理解をいたしております。また繰入金の関係でございます。毎回御質問いただくわけなんですけども、私どもといたしましては市民の中にですね、国保だけではなく、社会保険、共済組合いろんな保険に加入してみえる方がございます。そういった中で、税負担の公平性ということも勘案いたしまして、法定外の繰り入れは行ってないということ、そのスタンスにつきましては現在も今のところ変わってはおりません。したがって、法定の繰り入れというお話でございますけども、今回決算で出ささせていただいておる数字が法定の繰り入れであると。若干一部、その他繰入金のところ、福祉医療の実施に伴います、波及分の繰り入れというのは法定ではない部分もございますけども、ほとんど法定の繰り入れであるということでございます。

意（13） 今言いましたように、短期保険証で苦労しながら払ってみえる方もおみえになります。そういう方たちも本当に保険料が高いんだということをおっしゃるわけですが、国にきちんと申し入れをすることと、法定繰入以外に繰り入れて、保険料を下げる努力をしていただきたいと思います。それを指摘しておきます。

問（１） ２９７ページ、出産費の貸し付けのところ、一昨年５件あって、昨年も今年もゼロになってるんですけども、これの理由を知りたいんですけども。

答（市民窓口） 出産費の貸付事業につきましては、平成１８年１０月から医療機関の受取代理制度という、要は国保のほうからですね、通常ですと被保険者の方、出産をされる方に一時金をお支払いするわけなんですけども、それを医療機関のほうへ直接お支払いするという受取代理制度を導入いたしました結果ですね、貸し付けをするというメリットがなくなったということもございまして、実は平成２１年４月に貸付規則そのものを廃止をさせていただきまして、現在では受取代理制度を主流にお支払いをさせていただいておるということとございまして。その結果、貸し付けがゼロということが２年続いたということになります。

認定第３号 平成２０年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

認定第４号 平成２０年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出一括質疑

問（１３） この件で、ここにもレセプト点検がありますが、ここの効果といえますか、どれくらいになっているのかお示してください。

答（市民窓口） 老人保健制度につきましては、後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、２０年度におきましては、平成２０年３月診療分の執行ということで、レセプト点検につきましても基本的には平成２０年３月分ということと、あと月遅れで出てまいります分の審査を行わせていただきました。やはり過誤、あるいは再審査請求ということで、合計で３８９枚のレセプトを連合会のほうに返戻をさせていただいたという実績でございまして。

問（13） 金額的にどれくらいになるかわかりますでしょうか。

答（市民窓口） 合計で981万6,000円分のレセプトの返戻をさせていただきました。

問（13） 老人保健の分については、後期高齢者医療のほうへ移行をしていくというふうに考えてる、老人保健が、以前なくなるというような話があったと思うんですが。

答（市民窓口） 老人保健制度につきましては、今お話のありましたとおり、後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、法律的には廃止になっておることをごさいます。ただ制度的に、先ほどのレセプト点検のお話ではございませんけども、古いレセプトの請求が出てくるということもごさいますので、平成23年度までは特別会計を存続させるというようなお話をごさいます。ただ制度の問題につきましては、政権交代等の状況によってどうなるかはわかりませんが、一応、現在のところはそういう流れであるということをごさいます。

#### 認定第5号 平成20年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

##### 歳入歳出一括質疑

問（8） 下水道の接続率について、お聞きしたいと思いますが、いただいております資料の地図ですね、水道使用開始区域図では今年の8月末で接続率が81.9%ということになっておりますけど、この1年間のどれだけ接続率が上がったのかということ、それから近隣市と高浜市を比較した場合、高浜市がどの程度の接続率なのか、お聞きしたいと思います。

答（上下水道） 平成21年8月末での接続率が81.9%ですが、1年前の平成20年8月末での接続率が79.6%でございましたので、その間2.3ポイント上がったこととなります。近隣市との接続率の比較ですけれども、平成20年度末でございしますが、高浜市が79.5%、碧南市が75.4%、安城市が84.8%、刈谷市が76.9%、知立市が91.0%でございました。高浜市は5市では3番目ということとなります。なお、名古屋市を

除いた愛知県平均では84.1%でございますので、もっと接続率を上げるという努力が必要だと思っております。なお、先ほど、20年8月末での接続率が79.6%と言いまして、20年度の末では79.5%とお答えしましたが、年度末の数値でですね、共用開始区域が拡大された数値で、愛知県に報告しておりますので、その辺を御理解いただきたいと思えます。

問（8） この下水道が整備されて10年経つわけですけども、この間にですね、接続率も81.9ですか、ふえてまいりましたんですけど、それによって効果が出たのか、どんなような効果が出たのか、その辺をお聞きしたいと思います。

答（上下水道） なかなか目でみえるような環境というものはないんですけども、ひとつに稗田川の水質でございます。これは市民の方々が環境意識が向上しているせいかもしれませんけれども、BOD（生物化学的酸素要求量）が環境基準は5mg/lでございますが、平成10年ですね、11mg/lでございましたけれども、平成18年度から環境基準の5mg/lの基準を下回しまして、平成20年度では3.8mg/lというふうに改善されております。

問（8） 稗田川の水質がだいぶ改善されたということですけど、この整備された区域の水が稗田川に放流されておる区域だったということなんではないか。

答（上下水道） 現在、下水道を整備している区域といたしましては、明治用水から南の区域を整備しております。それがですね、油ヶ淵の水質を浄化する区域ということになっておりますので、そこを重点的に整備しておりますので、そういったことから水質も稗田川で、改善されてきたということになります。

問（13） 下水道のところで、事業債のピークはいつ頃で、総額はどの程度かということをお聞きしたいと思います。接続率が上がってきたというお話も出ましたが、まだ平成13年のところでも75.5%ですし、まだ接続が済んでない地域も、工事は進んできてるが、接続ができてないというところもありますので、ぜひこの接続面で、できていないところの方策をどういうふうにとっているのかと、どのような検討をしてみえるのか、分析してるのかということをお示しいただきたいと思えます。以前、新潟の中越地震でしたかね、

テレビで公共下水が壊れて使えない報道をしてましたが、そういう対策についてはどのようにしてみえるのか、地域によっては浄化槽で検討をぜひ求めたいと思いますが、その点でお示してください。

答(上下水道) まず最初にお尋ねの起債残高のピークでございますけれども、起債残高のピークについて、借り入れ実績等考慮いたしました結果ですね、以前、平成15年度決算特別委員会では、平成30年ぐらいがピークで102億円ほどということでお答えしておりますけれども、平成15年頃から整備スピードを遅らせております。その結果、現在はピークが平成29年ぐらいになりまして、約87億円ということになっております。なお、条件として整備面積を16haから17haとして算出しておりまして、そういったことは条件が変われば変わってきますので、よろしく願いいたします。あとは接続率の関係で、どういったPRをしているかということですが、私のほう個別に高浜市総合サービスさんのほうに個別訪問を委託しております。そういった面でPRを個々の家の方と面談して、早く接続してくださいということと、あとはパンフレットを置いてきているということ、それと工事が始まる前に、受益者負担金から工事関係者の説明会を毎年開いております。そうした面で、下水道を早く接続してくださいというようなPR、あと広報、ホームページ等でもPRをさせていただいております。

答(都市整備) ただいまの地震対策の件でございますけれども、その地震対策につきましては、平成20年度から先ほど委員もおっしゃられたように、新潟県中越地震での被害等、そういった中でいわゆる避難所等ですね、そういったところでそのトイレ等の不具合が生じているというようなこともございまして、マンホールトイレシステムというのをこの20年度から計画的に設置のほうさせていただいております。ちょっとマンホールトイレにつきましては、御紹介をさせていただきますと、避難人員500人に対する規模といたしまして、100人に対して1基、それをその避難所に5基、1つの管の中にですね、マンホールの穴のような状態なんですけれども、それが5つございまして、それで500人の対応というような形で避難所のほうへ設置のほうさせていただいておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。また管についまし

てはですね、そうした耐震化につきましても、十分対応できるような管でやっておるということをございますので、よろしく願いいたします。

問（13） マンホールトイレという本当に地震の時には、公共下水というのは目には見えなくても大事な部分ですので、ぜひこういう物も使ってということなんですが、先日、浄化槽の勉強会があったんで、名古屋でありまして、行ったんですが、浄化槽もきちんと出てくる水を調べて、きちんとやっていけば大丈夫なんだということを書いてみえました。そういうふうに浄化槽でもかなり、きれいな水が出るんだというお話をしてましたが、地域によっては浄化槽でやっていかれると考えていいのか、お示してください。

答（上下水道） 合併処理浄化槽のことだと思いますけれども、確かにしっかり管理されてですね、個人の方が、きちんとした水量を流されるということになれば、BODというのは下水道につきましても、浄化槽につきましても20mg以下という基準がありますので、よい水質で排水されると思いますけれども、個人がやはり管理されていることで、点検がしっかりとっていないという面もあります。下水道に関しましては、集中的にですね、最終処理場のほうできちんと人が管理しているということで、BODは実際は20mm以下の基準でございますが、その半分以下の水質で流れますし、あと窒素、リン、そういったものも除去されて放流されておるということで、そういった面も考慮して下水道のほうで私のほうは進めております。

問（13） 全体計画というのは、国の汚水適正処理策定マニュアルに基づいて、経済比較をしてみえるかと思うんですが、この今言われた合併浄化槽でも出てくる水についてきちんと検査をして、大丈夫なようにやっていくというそういうことができれば合併浄化槽のほうがすぐ使えるわけですから、ぜひ合併浄化槽の地域も検討していただきたいと思いますが、その点ではどうでしょうか。

答（上下水道） 下水と合併処理浄化槽のすみ分けをということだと思いますけれども、委員も言われたとおりですね、全圏域汚水適正処理構想のほうでコスト的なもの、そういったものを総合的に勘案してですね、高浜市は公共下水道でいくということになっておりますので、御理解のほうお願いしたいと思い

ます。それとですね、合併処理浄化槽はすぐ設置されれば使えるということでございますけれども、その設置される方の意思がないと設置されません。環境意識を強めてですね、その方が合併処理浄化槽を設置されればいいんですけども、公共下水道でも一緒ですけれども、せっかく整備されても接続される意思がないという方では、同じような状況になりますので、その辺も御理解いただきたいと思います。

問(13) 合併浄化槽でもつなげなきゃだめだというお話だと思うんですが、そうじゃなくてですね、地域によっては合併浄化槽でもその一つの地域を合併浄化槽でそこから公共下水のほうへ持ってくるというふうな考えがないのかどうか、公共下水をこれからまだずっとやってくわけですから、今の時点で地域によっては合併浄化槽のほうの方が早く利用ができるんじゃないかということを思いますが、その点はどうでしょうか。

答(上下水道) 先ほどもいいましたけども、汚水処理構想で高浜市の中で例えば、清水町ですとか、あと吉浜のほうでも市街化調整区域の集落あります。そういったところも含めて検討した結果、公共下水道のほうの方が有利だという結果で進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

問(13) 公共下水を整備する地域としてやってるところについては、大きな金額が、一般会計に近いような金額をまた借りていけないわけですから、早く利用ができるということも含めて、ぜひ浄化槽のほうの検討を強めていただきたいと思います。これは指摘しておきます。

認定第6号 平成20年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

認定第7号 平成20年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

## 歳入歳出一括質疑

問（３） 平成１９年度決算において介護給付標準給付費計画値に対する実績値の割合は９７％と聞いておりますが、平成２０年度の状況合わせて第３期事業計画においてはどうかであったのか、この辺教えていただきたいと思ひます。

答（介護保険） 介護給付標準給付費計画値に対する実績値割合といたしまして、平成１９年度におきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように９７％ということになってございます。平成２０年度におきましては、計画値の金額を申し上げますと、１７億１，１２０万４，７３７円、実績値といたしまして、１６億７，０４８万３，７５５円ということで９７．６％の実績率となっております。また平成１８年から平成２０年の第３期事業計画全体におきましては、９５．２％という実績率となっております、ほぼ計画どおり推移しております。

問（１３） ５款１項１目ですが、３７３ページです。軽度生活援助事業というところがありますが、これシルバーに頼むと思ひますが、利用者が６１人で利用回数が３２８回、援助内容がこういういろいろありますということなんです、どのような人が利用できるのか、それとこの６１人というのは延べ人数ですよね、何人の方が利用してみえるのか、お示してください。

答（保健福祉） まず軽度生活援助事業の利用できる方ということですが、要介護認定を受けていないお一人暮らしの御高齢者が対象になります。その中でも自立生活に少し支障をきたすような方に対して、このサービスというのは使っていただいております。延べ人数６１人に対して、実質の利用者というのは現在では５名の方が利用していただいております。

問（１３） 関係者といひますと、市民の皆さんでも、こういう援助事業があるんだということをおわかっていない方が多いかと思ひますが、ＰＲ方法の改善が必要ではないかと思ひます。障害者控除は何名分出したのか、ぜひ教えてください。今年はい県下一高い介護保険料になりましたが、保険料の滞納状況も５６０万１，２４８円となって、増加してあります。ぜひ市としても減免制度を創設すべきだと思ひますが、その点でどうかということ、まずそこまで願ひします。

答（保健福祉） まず事業のほうのPRということですが、軽度生活援助事業を始めとした高齢者の在宅福祉サービス全般に関して、毎年8月の広報で皆さんにお知らせをしております。あとホームページですとか、高齢者福祉サービスガイドというものを作成しております、こういったものを配布して周知をさせていただいております。それから、あと民生委員さんですとか私どもの保健師が御高齢者のお宅を訪問した際に、こういったサービスのほうを御紹介をさせていただいております。もし、また近くにですね、こういったサービスを必要とされる方がおみえになりましたら、また御紹介いただくなり、保健福祉グループのほうにまた御案内をいただければ、御案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

答（介護保険） 障害者控除の件数についてお答え申し上げます。平成20年度におきましては、ケアマネ等の再度の周知、また施設等の事業所の周知によりまして103件、前年度平成19年度は51件でございましたが、20年度は103件という件数になってございます。保険料の減免におきましては、平成21年度、今年度第4期の介護保険料から従前第6段階の段階区分のものが第9段階に区分が広がりまして、より細分化されて、その方々の所得にあった介護保険料となっております。ですので、こういった制度の中で考えてまいりたいと思っております。

問（13） 減免制度がふえたんだというお話ですが、まだまだ今の減免制度でも所得に応じて額というわけにはなっていないと思うんですね。そういう面でも市としての減免制度を創設するべきだと思います。それと上乗せ、横出し部分というのがあるんですが、その部分については市の福祉施策でやるべきで、ぜひ住宅改修ですが地域でやってるところがあるが、上乗せについてはないというお話が以前ありましたけれども、高浜もこういうものを保険料に全部入れては大変ですので、ぜひ福祉施策でやるべきだと思います。もう一つ、基金の積み立てをしていますが、基金の取り崩しで引き下げができますので、基金を昨年も基金全部取り崩しをされませんでした、ぜひ取り崩しをして、高い保険料を引き下げをするべきだと思います。その点でお示しください。

答（介護保険） 基金の取り崩しにつきましては、第4期介護保険事業計画の

策定の際に、第3期の事業が終了した段階で約1億4,000万の基金の積み立てがあるだろうということを想定をいたしまして、保険料の2ヶ月分、給付費の伸び等に対応する部分ということで、必要最低限というふうで36ヶ月中の2ヶ月分の介護保険料を残させていただきまして、残り8,760万を取り崩す計画で第4期は保険料設定をさせていただいております。

問(13) 市としての減免制度の創設について、お話がありませんでしたが、年金がなくてもほかに収入がなくても払うということは、家族の方が代わりに払ってたりするわけですが、そういう点では本当に本人さんは肩身の狭い思いをして生活してみえるわけですので、ぜひそういう点での答えをお願いしたいと思います。

答(介護保険) 保険料減免におきましては、かねがね申し上げておりますように、制度の中での対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

認定第8号 平成20年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出一括質疑

問(13) 後期高齢者医療については、長寿医療という言葉が使っていますが、長寿医療という言葉は国のほうでも消えたそうですので、ぜひ消していただきたいと思います。これは年齢で差別する差別医療で、どこの国にも例がないというものなんです、あちこちの県で異議申し立ての裁判も始まっているようですが、現代版姥捨て山という批判もあります。それに応じて、天井知らずに保険料が上がるという制度ですので、大変大きな問題があるわけですが、被用者保険の扶養家族から後期高齢者に移行した人の保険料が9割減額されました。これは自公政権があんまり姥捨て山という批判が強い中で、つくったあれですが、それと均等割の7割軽減を受ける世帯の軽減額を8割5分にしたと。この制度もこのままいくと来年の3月で切れるということことなんです、これが切れる方向なのかどうか、760億やら130億やらの市民負担になってくると思います。高浜市だけではありませんが、全国でこれぐらいの負担に

なってくると考えられるんですが、このような医療制度はやめるべきだと思いますが、お願いします。

答（市民窓口） まず長寿医療制度の字句のお話でございますけども、国からそういうような方針が示されればですね、そのような対応を取らせていただきたいというふうに思います。また特別対策の関係が3月までで打ち切りというようにお話がございましたですけども、これにつきましても現在全く不透明ということでございますので、制度そのものの存続も最近の新聞報道によりますと、長妻厚労相は当面はこの制度を存続させて、2年程度の中で新しい制度を考えていくというようなこともおっしゃってみえるようですので、その辺の推移を私どものほうも見守っていくしかないなということでございますので、よろしく願いいたします。

認定第9号 平成20年度高浜市水道事業会計決算認定について

収入支出一括質疑

問（10） 決算書の有収率の96.9%とございますけど、昨年より0.09ポイント低下しているものの、以前高い数字を示しておりますが、高浜市の有収率は他市と比較するとどのぐらいかをちょっと教えていただきたいです。

答（上下水道） 平成20年度末での有収率でございますが、近隣市の状況で御紹介したいと思います。高浜市が先ほど委員の言われたとおり96.95%、碧南市が95.3%、安城市が97.2%、刈谷市が95.6%、知立市が92.7%でございます。なお、手持ちの資料では愛知県の名古屋市を除いた32団体の平均は93.5%で高浜市は高いほうから4番目ということでございます。

問（10） 今、高浜市は4番目という有収率が高いことはわかりましたが、給水収益が前年比と比べ約1,162万円減っています。その原因は景気低迷によるものかと思いますが、もう少し詳細に分析したことがあれば説明をお願いします。

答（上下水道） ひと言でいえば、景気低迷により使用量が減少したというこ

とでございますけども、別冊のですね、業務概要の19ページで説明させていただきます。口径別有収水量の調べというものがあります。それでですね、口径13ミリの有収水量が296万943 $\text{m}^3$ で前年度と比較すると12万8,691 $\text{m}^3$ の増、口径20ミリは88万5,346 $\text{m}^3$ で前年度と比較すると、3万579 $\text{m}^3$ の増、口径25ミリの有収水量は26万5,511 $\text{m}^3$ で前年度と比較しますと12万411 $\text{m}^3$ の減、口径40ミリの有収水量は31万9,177 $\text{m}^3$ で前年度と比較すると6万5,637 $\text{m}^3$ の減、口径50ミリの有収水量が19万7,873 $\text{m}^3$ で前年度と比較すると2万9,884 $\text{m}^3$ の減、口径75ミリの有収水量が20万8,672 $\text{m}^3$ でございますが、前年度と比較すると2,383 $\text{m}^3$ の減ということでございました。このことから口径13ミリ、20ミリの一般家庭が使用しているものにつきましては、人口増により使用量がふえましたけれども、事業所等が使用する口径25ミリ以上の使用量が減ったということが、給水収益の減った原因だということでございます。

問(13) 今のちょうど出ました、決算審査意見書でも出ていますが、給水人口は増加したものの、給水量については、大口需要者の業務使用量によって急激な落ち込みによって、前年度より減少と。今後も企業と大口需要者の水道使用量の減少傾向は続くと予想され、しばらくは給水収益の伸びは期待できない状況にあるというふうに載っています。水の伸びを予測したというのは、相当以前に立てられた計画が元になっていると思いますが、徳山ダムだとか設楽ダムだとか計画をしてみえるわけですが、これがこういうダムにつながっていると思いますが、名古屋の河村さんもそんなに必要ないんだというふうに言ってみえますが、こういうダムや導水路の建設が単価に跳ね返ってきますので、国なり県なりに声を上げなくてはいけないと思いますが、その点ではどうかということと、耐震診断、耐震対策、上水場、配水場、どちらでしたかね、この前耐震が済んだと思いますが、全部済んだのかどうかということと、配水管の耐震化はどうなっているのか、どういうふうに進めていくのか、計画がありましたら、耐震化率がどれぐらいになっているのか、そういう点でもお示してください。

答(上下水道) まず最初ですね、給水量の落ち込みこみについての予測で

ございすけども、この数字でございすが、予算をたてるときに予測してたてるもので、一年前にたてたものでそんな古いものではございません。先ほど言われたダム建設事業とかそういったものにつきましてはかなり前のものを使っておりますけども、愛知県がですね、こういった木曾川導水路が必要だということの意味はですね、木曾川水系の連絡導水路は、読まさせていただきますけども、徳山ダムにおいて確保された水を木曾川及び長良川に導水し、異常渇水地の河川環境の改善を図るとともに愛知県の水道用水及び名古屋市の水道公共用水を供給するものであり、本県水道にとって岩屋ダム、牧尾ダム等の既存ダムが渇水により水量不足をきたした場合、徳山ダムに確保した水をを利用し、節水を回避するために必要不可欠な施設でございす、ということでございす。高浜市も平成6年に牧尾ダムが枯渇したことにより夜間給水制限をやっております。その他にもこの10年間をみましても、愛知用水系で12回、矢作ダム系で8回、岩屋ダム及び豊川用水で6回とそれぞれ節水対策を企業庁のほうから余儀なくされております。こういった平成6年のような大変厳しいような渇水となれば、市民生活ですね、大変大きな影響を与えますのでそういったことのないように安定供給を私のほうは企業庁のほうに求めております。例えば、高浜市が高浜市民が、水が出ないだとか、そういったことになったらやはり配水管を増強したり配水池を増設したり、そういった対策をします。それと同じように愛知県におかれますとですね、愛知県が高浜市だと、高浜市が市民だというふうになりますと、こういった水道事業の安定供給ができない状態ありますので、やはりいろいろな対策が必要ではないかというふうに思っております。あと、もう一つ、名古屋市長さんが導水路の撤退ということ言われておりますけども、まだ正式に決まったことではございません。いろいろとこれから検討されていくということでございすけども、愛知県と名古屋市さんがいろいろと負担金を決められて進めている事業でございすけども、名古屋市が撤退されることによりましてですね、その、じゃあ、負担金はどうするかということの問題もありますので、これは愛知県が肩代わりすることのないようにそういったものは私のほう、要望していきますけども、ダムの建設を反対だとかそういう要望はいたしておりません。

答（都市整備） 耐震対策のことにつきましてでございますが、まず配水場のほうでございますけども、高浜市内には高浜の配水場と吉浜の配水場がございます。こちらにつきましては平成20年度のほうで19年度から繰り越しをいたしました吉浜のほうの配水場の耐震対策工事のほう行っております。高浜の配水場につきましてはその前に行っておりますので配水場につきましてはこれで終わっております。それと配水管の耐震化率でございますけども、平成20年度末で配水管延長21万6,495.5mに対しまして、耐震化の延長が1万2,019.45mでございますので、率といたしまして約5.6%というふうになってございます。

問（13） ダム建設に反対するつもりはないというお話ですが、私が言ったのはここに書かれている水の伸びという面では確かに今の分は書かれているわけですが、以前から比べても右肩上がりでふえていくというふうに計画されていたものがそんなにふえていくわけではないというのが現在の状況だと思います。ダム建設に反対するつもりはないというお話ですが、徳山ダムはできてしまいましたが、設楽ダムなどは今後の計画ですが、設楽ダムも大変貴重な生物がね、あの地域にはあって、そういうのを万博のオオタカのように消してしまうのかという声もあります。これ、ぜひ、中止をしていただきたいと思いますが。この耐震の関係ですが、20年度の耐震化率が5.6%というお話ですが、これは今後どのように耐震化をしていくのか、どういう計画をもっているのかお示してください。

答（上下水道） 設楽ダムの関係でございますけども、ダムの関係でございますけども、確かに水の需要量というのは右肩上がりではなく、だんだん下がってはきております。しかしそのかわりですね、気象がですね、少雨傾向であるということで、ダム自体に貯まる水も減ってきているということでございますので、そういった面も考えてですね、先ほど言いましたこの10年間で各地域でですね節水対策を余儀なくされておりますので私のほうとしては、安定してですね、給水をしていただきたいということでございますので御理解いただきたいと思っております。

答（都市整備） 耐震化の今後の計画はということでございますが、現在災害

時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高い施設への配水管の耐震化を図るということで重要給水施設配水管布設替工事のほう進めてございます。これに基づきましてですね、縷々進めてまいりたいというふうに考えてございます。ご案内の通りこの水道というのはライフラインで最も重要なものところとも認識してございますので、特にそういった地震対策につきましては今後も対応のほう考えていきたいと思っております。

問(13) 温暖化の傾向もあってダムが必要なんだというお話がでましたが、ダムもつくっても周りの山から砂が落ちてきて埋まってしまうという話もあります。そういう問題については今後もっと検討していかなきゃいけないというのを先日もテレビでやってましたが、何でもダムにとというのは、今、世界的にもダムをなくす方向も出ているそうです。そういう面ではほんとにダムをつくることについても検討していただきたいと思っております。

#### 認定第10号 平成20年度高浜市病院事業会計決算認定について 収入支出一括質疑

問(9) 高浜市の決算審査意見書の最終章で77ページで、特に診療等の未収金回収について一層努力を努めていただきたいというご意見がありまして、それで決算書の14ページの高浜市民病院事業会計のほうの貸借対照表を見ますと、未収金が6,600万余りありますけども、もしこれが全部そのまま患者さんの未収件数なのかそこら辺のところをお示しいただきたいのと、それからあと収納に対する方策ですね、もう会計閉まってしまったので、今後の方策ということを経営部のほうはどのように考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

答(保健福祉主幹) 決算書13ページの未収金6,648万3,031円でございますが、このうち患者未収金は524万8,850円でございます。他の未収金につきましては診療報酬分がほとんどのものでございます。診療報酬分につきましては、ほぼ100パーセント回収はできております。この患者未収金につきましては、自主納付されない患者様に対しまして電話や手紙による

督促に加えまして、今年度は収納グループの方と協力をいたしまして、臨戸訪問によります滞納整理を実施いたしております。その結果未収金のうち98件分、128万1,350円の患者未収金を回収いたしております。9月末現在の患者未収金でございますが、235件、396万7,500円となっております。今後もこの患者未収金の回収につきましては、収納グループと協力をいたしまして、滞納整理業務を引き続き実施をいたしてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

問（13） 昨年の11月28日に開業医のみなさんと議員とで話し合いをしました折にも意見が出ましたが市民の意見が聞かれていないじゃないかという意見が出ました。ほんとにその通りで病院を民営化するというのに、市民が本当に主人公であるならば、市民の意見をきちんと聞くことが大事ではないかと思えます。まずその点と、決算審査意見書、今、収納グループにもということが出ましたが、未払金もありますし、これらの収納についてはわかりますが、あとこういう内訳といいますか、あと時効が何年かということをお示しいたきたいと思えます。

答（保健福祉主幹） 民間移譲にあたりまして住民の方からの御意見の徴収についてお答えさせていただきます。昨年10月、11月に行われました市民と行政のまちづくり懇談会におきまして、私ども高浜市立病院の経営形態の変更につきまして住民の方々に御説明をさせていただきました。その際住民の方から貴重な御意見等は頂戴いたしておりますので、その部分につきましては今年になってから私ども、高浜市長が医療法人豊田会の理事として経営に参画をさせていただいておりますので理事会、あるいは運営委員会の席で御意見をさせていただいておるところでございます。また、市民と行政のまちづくり懇談会とは別に高浜市立病院は高齢者の方の受診が非常に多ございましたので、昨年市内4箇所で開催しましたいきがい教室におきましても高齢者の方に御説明をさせていただき、御意見等は頂戴をいたしております。また、病院の未収金の時効につきましては民法170条の適用を受けまして3年の時効となっておりますのでよろしくお願いをいたします。

問（13） この未収金の問題ですが新しく年度が変わっているわけですが、

昨年度の未収金が6,650万ですか。ということですが、21年度になってどれくらい回収がされているのかという点でまずお示してください。

答（保健福祉主幹） 決算書14ページにございます未収金は平成21年3月31日現在の数字でございます。その後9月末までに収入済となっております金額は6,456万9,569円でございます。したがって、未収金は、残り191万3,462円となっております。ただし、診療報酬分につきまして私ども見込んでおりました数字以上のものが入っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、患者様の未収金につきましては396万7,500円でございますので、今後も鋭意努力をして収納に努めていきたいと考えております。

問（13） 随分努力していただいているというふうにわかりましたが、病院の事業報告、概要の中で19ページですが、これからも市民の皆さんの健康を守り刈谷豊田総合病院高浜分院が高浜市民の拠点となるよう医療法人豊田会との協議を継続してまいりますというふうに記載していますが、これどういうふうに協議がされていくのか、毎月やるとか、2ヶ月に1回とか、どういうふうに協議がされていくか。それと病院の売店のほうですが、現在午前中で売店が閉まっているかと思うんですが、この前、知り合いの人が2回くらい行ったところ、お昼ちょっと過ぎに行ったら閉まっていた、どういうわけかわからないので、受付で聞いたら、お昼で閉まっている、お昼で閉めるんだという話を聞いたそうですが、ぜひ刈谷分院にしたからということで、目が届かないといひますか、皆さんが寄っていただけるように、お昼まででしたら、当分の間お昼まで閉めますとかそういうことを書いて貼っておいていただくとか、そういうことをしていただかないと、わからない人は来てしまうと思うんですね。まずその点お願いしたいということと、その協議の関係をお願いします。

答（保健福祉主幹） 医療法人豊田会との協議の関係でございますが、今年度からは、まず運営協議会というものを設けまして、私ども高浜市からは杉浦副市長をはじめ、5名の者が出席をさせていただいております。相手方の刈谷豊田総合病院からは事務部長さんをはじめ、分院長もお招きをしまして、協議をさせていただいております。運営協議会につきましては、すでに2回開催をいたしております。そして運営協議会の下部組織といたしまして、連絡調整会議と

いうものを設けております。こちらは、私ども福祉部長、財務経理グループリーダー、人事グループリーダー等をはじめ、5名で参加をさせていただいております。医療法人豊田会からは管理部長さんをはじめ、事務方の方に参加をいただいております。こちらの連絡調整会議につきましては、今年度に入って1回開催をさせていただいております。今月21日にもう一度開催をすることが決まっております。また、病院の売店につきましては、私ども高浜市立病院時代は、高浜市総合サービスさんにこの売店の経営は委託をいたしておりました。豊田会さんのほうに引き続き売店の経営をぜひお願いして、ぜひ引き続き使っていただきたいとお願いをしまして、今年度も高浜市総合サービスさんが売店のほうは切盛りをしておりますけども、何分患者さんが少のうございますので、売店を売り上げがなかなか上がってこない状況でありますので、豊田会側のほうも経費節減という形です、現在時間短縮して営業をいたしておりますが、委員おっしゃられる市民の方の御要望もございますので、私ども先ほど申し上げました豊田会との協議の席です、患者様のサービス向上ということでぜひ売店の営業時間につきましてもですね、お願いをしていきたいと思っております。

問（13） 売店の件については、売り上げが少ないために午前中にするという、それはそれでわかるんですが、午前中で閉めるんだったら、閉めるようにぜひそういう説明をわかるようにやっていただきたいということです。それからできればね一日開けてほしいわけですが、そういうことです。高浜分院としては、3,000万、救急医療も補助を出しているわけですが、救急医療は実施していないのにという声もあります。こういう点で協議していく中で見直しが必要ではないかと思いますが、その点ではどうでしょう。

答（保健福祉主幹） 救急医療の補助金につきましては、私ども医療法人豊田会に対して支出をさせていただいております。昨年、高浜市内の救急車での搬送患者さん、すべて1,400人ございましたが、うち刈谷豊田総合病院には871人、実に62.2パーセントの方が刈谷豊田総合病院の本院へ運ばれてございます。また、医療法人豊田会に確認いたしましたところ、昨年1年間のですね、日曜日、休日ですね、及び時間外の患者様の数、4万5,623人の

うち高浜市からの患者さんが3,747人、8.2パーセントを占めております。このように救急医療というのはですね、医師、看護職員をはじめとした医療スタッフ、人ですね、それから、受け入れをするための機器をはじめとした施設、ものですね、さらに採算ベースにのりにくい分野であるということで多額の運営費、お金がかかるものであります。このような状況踏まえまして、私ども高浜市といたしましては、救急医療はですね、刈谷市と高浜市を合わせ、市域を超えた広域な医療圏においてきちんとした体制のもとで効率的かつ質の高い救急医療を提供してもらうことが必要であると考えております。ただし、今後仮にこの広域での救急医療体制に何らかの支障が生じまして、高浜市単独で救急医療体制を構築する必要があると判断した場合は改めて、医療法人豊田会と協議をさせていただくこととなっておりますのでよろしくお願いします。

問（13） 1,400人のうちで871人が刈谷豊田総合病院の本院に行っているという話ですが、碧南だとか更生病院に行っている人についてはそういうお金がみていないということになります。そういう点での問題というのか、おかしいんじゃないかということはお考えになっていないのかどうか。救急車で行く場合にですね、どこへいくにしてもそれが医療の関係できちんと手当がでるようになっているかと思いますが、その点ではどうかということ、その点でお願いします。

答（保健福祉主幹） 救急医療補助金についてでございますが、あくまで私ども医療法人豊田会の、今年度から理事に市長が入りまして経営参画しておるところでございますので、豊田会本院に行っております、救急医療を支えるための補助金を出しているものであります。先ほど委員おっしゃられました、碧南市民病院、安城更生病院等々につきましても、安城更生病院につきましても、安城市がですね、救急医療の補助金につきましてもは出しております。安城の患者様も当然、刈谷や高浜の病院をお使いになられますし、碧南の患者さんが高浜や刈谷の病院を使うこともございますのでそこはお互い補完をしておるというように考えておりますのでお願いをいたします。

問（13） 更生病院については、安城市が出しているという話で、高浜については、刈谷高浜という広域で出すんだというふうなお話だと思いますが、ど

この病院にも行かれる方も入るわけですから、そういう出し方というのはおかしいんじゃないかという気がいたしますが、まずその点をお願いします。

答（保健福祉主幹） 先ほど申し上げましたように、救急医療というのは非常に採算ベースにのりにくい分野でございます。したがって、高浜市があるいは刈谷市が、安城市がという考え方ではなくて、地域全体でこの救急医療を支えていく必要がございますので、当然高浜市も救急医療の負担をする、刈谷市もする、安城もする、碧南市につきましては公立病院でございますので、碧南市が繰入金の中で補填をしておるということで、各自治体がこの地域の救急医療を支えておるとお考えに立っていただきたいと存じます。

問（13） ちょっとここは意見がなかなか平行線になるかと思っておりますので。医療法人豊田会との協議を継続していくということですが、これはどれだけの間に何回やるというふうになっているのかどうか。それと協議の中でぜひ見直しを求めておきたいと思っております。その協議がどれだけに1回というのがわかりましたらお示してください。

答（保健福祉主幹） 医療法人豊田会と今年の2月23日に取り交わしをいたしました高浜市立病院の移譲に関する協定書、こちらの第8条の部分におきまして移譲日以降におきまして医療法人豊田会と高浜市との連絡調整を図るため、必要時に高浜分院連絡調整会議を開催するという規定を設けております。私どもといたしましては運営費補助3年間に渡ってさせていただきますので、やはり医療法人豊田会及び高浜分院の経営状況、それから患者さんの動向につきましては、注視をする必要がございますので、現段階では1月に1回程度開催を見込んでおります。

問（13） 1カ月に1回程度協議をしていくということですが、ぜひ救急医療のことについても見直しを、覚書の中に載っていませんでしたから、ぜひそういう面で見直しを、ほんとに高浜市民の健康守っていくという掘りどころとなっていくということを考えると救急医療は必要だと思っておりますのでその点での継続をお願いして質問を終わります。

《採決》

認定第1号 平成20年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第2号 平成20年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第3号 平成20年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第4号 平成20年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第5号 平成20年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第6号 平成20年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第7号 平成20年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第8号 平成20年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第9号 平成20年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第10号 平成20年度高浜市病院事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

委員長 本委員会の審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいか。

異議なし

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午後 0時54分

決算特別委員長 署名

決算特別副委員長 署名